

次期中期計画の審査方法（案）

令和8年第2回市会定例会に議案として提出が予定されている「横浜市中期計画2026～2029」については、現行の中期計画を議決した令和4年における審査方法と同様に、以下のとおり議員全員構成の特別委員会を設置し、審査する。

1 特別委員会の概要

(1) 名 称：基本計画特別委員会

(2) 委員定数：86人（議員全員）

(3) 正副委員長：委員長1人、副委員長2人 ※多数会派順に指定

(4) 理事会

理事会を設置する。理事は正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。

(5) 分科会

分科会を設置する。構成及び審査区分は常任委員会に準じる。
各分科会の主査及び主査代理は各常任委員会正副委員長とする。

(6) 審査の流れ

①初委員会 ②議案審査（1日間） ③分科会（常任委員会に続いて実施） ④採決

(7) 審査方法

議案審査における審査方法は、予算・決算特別委員会の総合審査と同様とする。
分科会における審査方法は、常任委員会と同様とする。

【議案審査における発言持時間等】

ア 発言持時間（令和8年2月現在）

会派等 (議員数)	自民 (32)	公明 (15)	立憲 (12)	維新 (7)	国民 (6)	共産 (5)	横浜 (2)	太田 (1)	井上 (1)	市民 (1)	無 (1)	浜風 (1)	長え (1)	トモ (1)	計 (86)
持時間(分)	71	33	27	15	13	11	4	2	2	2	2	2	2	2	188

※非交渉会派及び無所属議員の発言持時間の取扱い

- ・上記の発言持時間は、基本計画特別委員会においてのみ使用できることとし、非交渉会派及び無所属議員が質問を行う場合は、基本計画特別委員会における発言持時間に、予算・決算特別委員会の年間持時間のうち総合審査で使用可能な持時間を加えて運用する。
- ・1日の発言時間は、交渉会派の5人の発言持時間（11分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間のうち、発言を行った後に生じた残時間については、繰り越さない。

イ 質問通告

通告期限は審査日の前々日（市の休日は除く）の正午まで

ウ 質問者数の上限（令和8年2月現在）

会派等	自民	公明	立憲	維新	国民	共産	横浜	太田	井上	市民	無	浜風	長え	トモ
上限人数	5	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1

エ 質問順位（令和8年2月現在 ※上限人数で質問を行った場合の例）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
会派等	自	公	立	維	国	共	自	自	自	自	公	公	立	立	維	国	共	よ	太	井	市	無	風	え	ト

オ その他

- ・パネルの拡大表示（モニター・スクリーンの使用）を認める。

(8) 出席理事者

初委員会・分科会・委員会採決 → 副市長以下関係職員
議案審査 → 市長以下関係職員

(9) その他

- 先例に基づき、本会議での委員長による口頭報告は行わない。
- 上記のほか、基本計画特別委員会の運営方法は、原則として予算・決算特別委員会に準じる。また、分科会の運営方法は、原則として常任委員会に準じる。

2 審査日程（令和8年第2回市会定例会）

※ ●が次期中期計画に関係するもの

第2回定例会の流れ		備考	
5月	中旬	本会議 [第1日 役員改選]	
		●議案発送	・他の議案とあわせて発送
	下旬	●本会議 [第2日 上程、質疑、付託] ●基本計画特別委員会[①初委員会]	・他の議案と一括上程・質疑 ・特別委員会を設置して付託 ・運営方法等協議（本会議終了後開催）
		本会議 [第3日 一般質問]	
		●基本計画特別委員会[②議案審査]	・1日間
		常任委員会 ●基本計画特別委員会[③分科会]	・常任委員会に続いて分科会を開催
6月	月上旬	●基本計画特別委員会[④採決]	
		●本会議 [第4日 議案議決]	・他の議案と一括議題